

第1回福崎町自治基本条例検討委員会(議事録概要)

日 時 : 平成 24 年 7 月 5 日(木) 13:30～15:00

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

出席委員 : 岡田委員長、中田副委員長、石田委員、志水委員、小林委員、宮内委員、松岡政委員、
城谷委員、谷口委員、大久保委員、松岡博委員、森井委員、埴岡委員、山本委員

福 崎 町 : 嶋田町長、橋本副町長

(事 務 局:企画財政課 福永課長 森係長 山本主事)

欠 席 者 : なし

【会議概要】

1. 開会

2. あいさつ

嶋田町長

大変足元の悪い中、またお忙しい中、時間を割いて、第1回自治基本条例検討委員会にご参加をいただきましてありがとうございます。福崎町は平成16年3月に今のサルビアプランを策定しました。間もなくその10年が過ぎようとしているわけでございます。私たちはそこで決定をいたしました内容に従って町政を進めているわけでございまして、それができたところもあれば、まだできていないところもあるわけでございます。10年の時の動きの中では世界も日本も大きく変わってきているわけでございますが、その中で私たちが基本としています地方自治法等の改正も進められているわけでございます。そうした流れを踏まえまして、単にサルビアプランという形ももちろん大事ですけれども、その根底にあります自治体のあり方そのものをどのようにしていくかが問われるようになってきたわけでありまして、そして物理的には平成16年の時には人口22,000人という方向も目指しましたけれども、傾向といたしましては、人口増の方向に沿った町政運営はなかなか困難という面も迎えているわけでございます。このように物理的に人口がなかなか増えていかない傾向も踏まえて、まちづくり等も考えていかなければなりません。そのような事柄の中で、私たちが住民の「いのち・くらし・人権」を守っていくために、どのようにしていくべきかの基本的な事柄について、みなさんの知恵と力を借りたいと思ってこの会合を持たせていただいたわけでございます。みなさんの知恵をお借りしまして、今年度中に何とか方向を見出していいただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委嘱書交付

(町長から各委員に委嘱書を交付、各委員・事務局が自己紹介)

4. 委員長・副委員長の選出

(委員から、委員長に岡田委員、副委員長に中田委員とする推薦あり)

(全委員が委員長、副委員長の就任を承認)

委員長

(就任あいさつ)

副委員長 (就任あいさつ)

5. 自治基本条例について(資料説明)

事務局 「福崎町自治基本条例」の制定に向けて(資料4)について説明。

委員長 事務局から説明がありましたが、何か質問はないですか？ 地方自治法が改正されたことにより地方分権が進み、自主的に物事を決める流れの中で自治基本条例が策定されていると理解しています。これをネガティブな問題として捉えるのではなく、自分達の事は自分達で決めるということが意義になるのではないのでしょうか。生活レベルでこの自治基本条例を考えていくことも大事ではないかと思っています。

委員 住民とはどのように定義されるのでしょうか？ 福崎町には中国人の従業員もおられます。県外から来ている大学生もそうです。

事務局 住民の定義はこれから検討委員会で議論していただく内容になります。住民の定義は言われるように様々な考えがありますので、議論を重ね進めていただきたいと思います。

委員 サルビアプランを基に町政を進めておられますが、サルビアプランとの関連性は？

事務局 改正前の地方自治法では、総合計画は議決案件でしたが、改正後は議決の必要が無くなりました。しかし総合計画は地方自治にとって重要なものであり、その位置付けを明確にすることが自治基本条例制定の一つの目的です。

委員 今の総合計画はどうなるのですか？

事務局 第5次を策定するまでは第4次総合計画はいきているという考えです。自治基本条例を策定したうえで第5次総合計画を進めていきます。

委員 地方自治法の改正に伴い条例の制定が必要になるということですか？

事務局 自治基本条例を作るかどうかは自由ですが、当町では作る必要があると考えました。

委員 総合計画の根拠を作るためということですか？

事務局 そうです。

委員長 条例の制定は施策の根拠付けになるため非常に意義のあるものと思います。

委員 福崎町には自治会の組織が色々あり、今まで適切に運営されてきたにも関わらず、自治

基本条例を作る必要があるのでしょうか？策定にも費用がかかりますし、今のままでも十分ではないでしょうか。

委 員 町民憲章などには抽象的なことしか記載されていません。まちづくりを進めるうえで外国人などとの共生も必要になる場合もあります。例えば外国人介護士や看護師がその例です。したがって住民という言葉を広い枠で考えるのであれば、これからのまちづくりを進めていくという点では自治基本条例は必要なものと思います。

委員長 事務局から自治基本条例の必要性という点で何か意見はありますか？

事務局 当町の総合計画は25年度で期間が満了しますが、26年度以降の総合計画の議決を行うための根拠として自治基本条例の中に総合計画について定める必要があります。まちづくりの概念も盛り込んでいきます。

委 員 首長の解職請求などの他に、町の重要な施策について住民投票で決めるというのも大きな柱の一つだと思います。ただ、どの自治体でも同じような条文になってしまうため、福崎町の独自性を見出したいという思いはあります。

事務局 事務局では、町のワーキングチームで条例のたたき台を作成します。それを基に幹事会や委員さんの知恵をお借りし、独自性などを出していきたいと考えています。

委員長 図書館の応援隊など福崎町は様々な取り組みをされています。そのようなことを条例の中で形にしながら考えていけば、住民の皆さんは今まで以上により良いまちづくりをしようという気持ちになるのではないかと思います。

うまくいっているから今のままでよいという考えよりも、うまくいっているから条例を作った方がよいと個人的には感じます。しかしこれは委員の皆さんと共に考えていければよいと思っています。

委 員 条例の中で、福崎町の柱になる部分を町では既に考えておられるのではないかと思います。少子高齢化や住民要望の多様化などの影響で、町職員の仕事量がどんどん増えてきていると聞きますが、そのような中で条例が重ね重ねできてしまえば、がんじがらめにならないのかという事も考えながら進めていくことも必要だと思います。

委員長 自治基本条例には時間をかけている自治体も多く、新潟県の上越市は長い時間をかけてこの条例を作ったと聞いています。制定の中で様々な議論があり、条例を作ることでもまた仕事が増えるのではないかと、など様々な意見がある中で先に進んでいくという状態もあるようです。この点は皆さんと共に考えていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

委 員 私は自治基本条例については不勉強で、これから勉強をしていきたいと思っていますが、

福崎町では自立(自律)・共助・公助を基に策定していくという考えではないでしょうか。これが新しいものではないでしょうか。

委員長 そのとおりです。これまでは行政がサービスの主体でしたが、これからは住民と共に地域を作っていくということがポイントになります。したがって自助、自立(自律)・共助・公助のバランスをとることが大事なのではないかと思います。

委 員 全国で230以上の自治体が自治基本条例を制定していますが、その一方で制定が中止になっている自治体もあるということを知っていただきたいと思います。例えば鎌倉市や奈良県の生駒市、他には大阪の豊中市など、裁判に発展している自治体もあります。多くの自治体で反対意見も存在し中止になっている所もあります。

委員長 横須賀市など、中にはなかなか進んでいない自治体もあるということは聞いています。その点については配慮する必要はあると思います。

副委員長 現状では、自治会の中ではだいたい決まった人が意見を言います。しかし口では言っても実際にはそれが行動に伴わないという実体もあることは事実です。一つの事に理想を高く持つということは一方で問題もあるということだと思います。

先ほどの意見のように、中止になる自治体はそのような問題が出てきているということだと思います。福崎町ではそれを乗り越えていけるようなものを条例の中に盛り込んでいく必要があると思います。

委 員 各地で自治基本条例の制定を進めている主体は自治労なのです。自治労は国家の存在を否定する特定のイデオロギーに基づき運営をしているため、日本国憲法や地方自治法に反する姿勢を持っています。また、自治労主体なのでパターン化してしまうことが多く相当問題点を含んでいると思います。

委 員 スケジュール表では6回程度で検討委員会は終了の予定になっています。事務局でたたき台を作成していただき、先程のような意見も配慮していただいた中で進めて欲しいと思います。

事務局 「資料5:福崎町自治基本条例検討基本方針(案)」及び「資料6:検討スケジュール」について説明。

委員長 スケジュールについて事務局から説明がありましたが、今後の進め方について疑問等ある方はおられますか？

委 員 自治基本条例は多くの自治体で最上位の条例若しくは最高規範性を持たせていますが、福崎町ではどのような位置付けになるのでしょうか？

事務局 それにつきましては、検討委員会で諮り決めていただきたいと思います。と思っています。

委 員 執行機関についてですが、例えば農業委員会や教育委員会などの独立した行政委員会にも条例の効力は及んでくるのでしょうか？

事務局 全て及びます。

委員長 そのような様々な意見については今後集中的に議論していただく場面があると思いますので、その際に議論をお願いしたいと思います。

6. その他

事務局から各委員に対し、委員会の資料や会議録について公開する旨を伝えて了承を得た。

7. 閉会